

Yadoriki Healing Village 愛犬との共生が癒しと賑わいを 創出する里づくりプロジェクト業務仕様書

1 業務名

Yadoriki Healing Village

愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト業務

2 業務目的

本業務は、神奈川県西部に位置する本町において、大自然に囲まれた桃源郷の様相を呈する寄地域が有する、都心に近い（穴場的）立地の優位性や、昔から手付かずの豊富な自然環境を生かすとともに、当地域に点在する食、モノ、ヒト、芸術といった資源などを結び付けることで、既存の資源である寄ふれあいドッグランやこれに付帯する地域資源などを効果的に活用する。また、県と連携推進する「未病対策」の概念も踏まえた「癒し（心身の健康）」をテーマに、愛犬が自然を楽しみ、愛犬が心身を癒されることで、愛犬家も幸せになれるようなオンリーワン産業を寄地区に誕生させることで、当地域の賑わいの復活、新たなビジネスチャンスの構築及び定住・移住化を促進する「やどりき癒しの里～Yadoriki Healing Village～（以下、「YHV」という。）」を創出することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで

4 業務内容

(1) 本業務の総合コーディネート・経営に関する将来ビジョン策定の実施

- ①業務内容の（2）～（5）の実施について、業務実施計画書を作成するとともに、実施体制を構築し、本業務全体のコーディネートを行う。
- ②本業務の実施に際しては、5 年先、10 年先を見据えた上で、当地域が自走可能な地域となるよう経営に関する将来ビジョンを策定する。

(2) YHV 事業推進組織の設置・運営及び人財育成

①YHV 推進協議会運営

地域団体・関係者と民間企業・ペット関連団体及び行政で構成する協議会の運営を行い、癒しをコンセプトに全体的な事業推進に係る協議を行う。

(ア) 開催回数

6 回程度

(イ) 参加する協議会メンバー

地域団体、関係者、民間企業、ペット関連団体、行政を中心とする。

②YHB (Yadoriki Healing Brand) 部会運営

民間事業者と地域資源を用いて共同開発する商品の認定等を実施する部会の運営を

行う。運営に当たっては専門家・アドバイザーを招聘しての研修を行い、認定機関の体制構築等を行う。

(ア) 開催回数

8回程度

(イ) 部会実施内容

1) 地域ブランド研修会

専門家・アドバイザーを招聘しての研修会を行う。

2) 地域ブランド認定基準検討会

上記1), 2)を踏まえ、YHBブランド認定基準を検討し、基準策定を行う。

3) その他ブランド品を効果的に販売していくために必要と思われる取り組み

③人財育成

寄地区の創生を発展的に継続していくため、地域を変えていく人財の育成を行う。人財育成に当たっては、YHVの実現に向けて、事業構想を行うことができ、その実現を担うことができる人財となるための研修を受講させることとする。(3名程度)

(3) YHV 創生事業の実施

①YHV 再生戦略の策定

YHVの寄地区における位置づけ、雇用創出や産業振興を通じた賑わいの地域への波及効果、指定管理者制度の活用など運営体制の検討など総合的な再生戦略を策定する。

②プロモーション・販売戦略の策定

YHVの顧客ターゲットを設定し、プロモーション・販売戦略を策定する。また、ICTを活用した顧客管理や販売手法をはじめ、移動アンテナショップ(車両)の導入を検討する。

③コラボレーション商品の開発支援

寄地域の住民や事業者と連携しYHB(ブランド)として、地域素材(食・工芸品等)と民間企業とのコラボレーション商品の開発を支援する。

(4) YHV 拠点施設の実施設設計及び整備(修繕含む)

①YHV 拠点整備実施設計・監理

YHV拠点整備における実施設計を行い、拠点整備のプロジェクト監理を行う。

②Healing レストラン及びBrand ショップ整備(修繕含む)

既存の体験実習館のリノベーションを行い、レストランおよびBrand ショップを整備し、愛犬家はもとより、愛犬自身がジビエや健康メニュー料理を楽しむことができるレストランとする。敷地の一部においては、水車等を使用したシンボリックな設備の整備を行う。Brand ショップは、愛犬と一緒に買い物できるショップを同Brand品の旗艦店として併設する。

(ア) ターゲット層設定

(イ) 修繕案・実施計画作成

(ウ) 工事 (費)

③Healing アトリエ整備 (修繕含む)

既存のやまびこ館を地元工芸品などの製作拠点の工房及びドッグラン関連の講習等のイベント開催空間へ改装する。

(ア) 修繕案・実施計画作成

(イ) 工事 (費)

④Dog Run 施設内整備 (修繕含む)

施設内で簡易的に喫茶を楽しむことのできるオープンカフェの整備やニーズの高い犬用温水シャワーなどの付帯設備等の設置を行う。

(ア) オープンカフェ・付帯設備実施計画作成

(イ) 工事 (費)

⑤マス釣場施設改修 (修繕含む)

隣接するマス釣場のメイン魚種を、顧客ターゲットを考慮し、マス以外の新たな魚種 (銀鮭等) へ変更導入できるような検討を行い、必要な施設改修を行う。

(ア) 顧客ターゲット設定・魚種検討・実施計画作成

(イ) 工事 (費)

※本施設については、別団体が管理・運営している施設のため、契約後に当該団体も含めた中で最終的な業務範囲を協議するものとする。

(5) YHV 拠点整備付帯備品の購入

ディスクドッグショーやエクストリーム (障害物競技) 大会が開催できる公式競技備品を整備する。また、YHB 商品等の販路拡大を移動アンテナショップ (車両) で実施するための車両調達・整備を行う。

5. その他

(1) 経費の積算及び経理に当たっての留意事項

①経費の積算に当たっては、本仕様書の項目 4 「業務内容」(4)YHV 拠点施設の実施設計及び整備 (修繕) のうち、②～⑤に要する工事費の合計金額が、全体経費のうちの 50%未満となるよう厳守すること。

(例：全体経費 65,457 千円×50%≒32,728 千円 工事費=32,728 千円未満)

- ②Healing レストラン及び Brand ショップ整備 (修繕含む)
- ③Healing アトリエ整備 (修繕含む)
- ④Dog Run 施設内整備 (修繕含む)
- ⑤マス釣場施設改修 (修繕含む)

②本委託業務は、会計検査院の検査対象事業となるため、その経理処理及び証拠書類の保管に当たっては万全を期すること。また、万が一、契約内容に不履行となる事項が生じた場合等で、契約金額に明らかな余剰金が生じた場合は、精算処理等により、契約金額の減額を行うこととする。

③本委託業務においては、いかなる理由がある場合でも、契約上限額を超えての変更協議は一切受け付けないものとする。

(2) 委託業務実施に当たっての町内事業者・諸団体優先の原則

本委託業務の実施に当たっては、合理的な理由がある場合を除くほか、松田町内に存する事業者・諸団体を優先的に活用し、事業を推進することとする。

ただし、やむを得ない理由により、町外の事業者等を活用する場合は、YHV 推進協議会において報告を行うとともに、当該判断に至る合理的な理由及び活用したい事業者を明記した様式（任意）を町に提出し、承認を得ることとする。

(3) 一部業務の再委託等

委託業務の目的を達成するために、一部の業務を再委託等により執行する場合は、YHV 推進協議会において報告を行うとともに、当該判断に至る合理的な理由及び活用したい事業者を明記した様式（任意）を町に提出し、承認を得ることとする。

なお、一部業務を再委託等する場合においては、委託者（町）と受託者（事業者）の間で締結した契約内容を理解させるとともに、遵守させる責任を負うものとする。

(4) その他

①打ち合わせ協議

受注者は、業務実施前に計画を作成し、発注者と協議するほか、必要な打合せを随時実施し、委託業務の目的達成のために迅速かつ円滑な調整等を行うものとする。

②整備（修繕）内容、購入備品などの所有

本業務にて整備（修繕）を行った設備、及び購入を行った拠点整備付帯備品をはじめ、その他の成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合は、その権利についても、業務完了時に松田町に納品（無償譲渡）するものとする。また、納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。なお、これらに関する紛争が生じた場合は受託者の責任において、一切を処理することとする。

③留意事項

- ・この仕様書は、委託者が想定する最低限の業務概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。
- ・本委託業務については、単年度限りの業務となるため、原則、翌年度以降の運営コンサルタント費用（予算）等を見込まないものとする。
- ・本委託業務は、会計検査院の検査対象事業となるため、業務の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は関係書類を保管し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は最大限協力する義務を負う。

④本仕様書に定めのない事項

本仕様書に記載のない事項等については、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。